

写

印

告 示 通 知 書

建設省静 河砂発第 15 号
平 成 11 年 2 月 16 日

静 岡 県 土木部長 殿

建設省河川局砂防部砂防課長



砂防指定地の指定について

標記について、貴県 知事から平成 10 年 10 月 28 日付け
砂 第 209 号 で進達のあった志津摩川 ほか 6 河川の
砂防指定地について、下記のとおり指定されたので、砂防指定地指
定要綱第八の規定に基づき通知する。

記

砂防指定地の指定

指定された河川

志津摩川 ほか 6 河川

告 示 年 月 日

平成 11 年 2 月 16 日

告 示 番 号

建設省告示第 208 号



提出箇所表

番号	河川名				所在 地
	水系名	幹川名	河川名	溪流名	
1	(他) 志津摩川	しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	かも ひがしいず 賀茂郡東伊豆町
2	(二) 逢初川	あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あたみ 熱海市
3	(二) 巴川	ともえ 長尾川	ながお 則沢川	しんきょう 神橋沢	しずおか 静岡市
4	(二) 巴川	ともえ 長尾川	ながお 長尾沢	長尾沢左支川	しずおか 静岡市
5	(二) 高草川	たかくさ 高草川	たかくさ 高草川	かたのかみや 方ノ上谷川	やいづ 焼津市
6	(一) 大井川	じんこうじ 神光寺沢	じんこうじ 神光寺沢	たるの タルノ沢	はいばら ほんかわね 榛原郡本川根町
7	(二) 都田川	みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	いなさ いなさ 引佐郡引佐町

九八番一から九八番五まで
一〇〇番一及び一〇〇番一
一〇一番一及び一〇一番一
一〇二番一及び一〇三番一
一〇四番一及び一〇四番一
一〇五番一から一〇五番九まで
一〇六番一及び一〇六番一
一〇七番一及び一〇七番一
一〇八番一から一〇八番三まで
一〇九番一から一〇九番九まで
一〇番一及び一〇番一
一一番一から一一番三まで
一一番一から一一番三まで
一三番一から一三番九まで
一四番一及び一四番二
一五番一から一五番三まで
一六番一から一六番三まで
一七番一から一七番三まで
一八番一から一八番四まで
一九番一から一九番五まで
一〇〇番一及び一〇〇番二
一三番一から一三番七まで
一三番一から一三番五まで
一三番一及び一三番五まで
一三六番一から一三六番三まで
一三七番一及び一三八番
一三九番一
一三九番四及び二三九番五
一三九番一及び二三一番
一三三番一
六-) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
タルノ沢
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路敷
静岡県榛原郡本川根町千頭
字タルノハ
字ウラ山
八七八番
八八〇番及び八八一番
八八二番一
八八二番三

七-) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
都田川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県引佐郡引佐町沢川
字中林
字前畑
二四九番一三号
二字小西
二三三番一号
二字前畑
二四九番一三号
二字小西
二三三番一号
二字前畑
二四九番一三号
二字新田
二八〇番八三号
二字新田
二八〇番六三号
字谷ヶ洞
二五七番一九号
字谷ヶ洞
二五七番一九号
李西沢
二八四番四号
李西沢
二八四番四号
愛知県西加茂郡小原村大字李
字七升蒔
一〇〇番一一号及び二号
愛知県西加茂郡小原村大字李
字七升蒔
一〇〇番一一号及び二号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字馬場
一八七番二一号及び二号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字馬場
一八七番二一号及び二号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字細田
一九一一番一三号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字細田
一九一一番一三号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字西ノ向
一九三番一四号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字西ノ向
一九三番一四号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字堂幸界戸
一六〇番六号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字八幡
二〇番七号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字八幡前
四番八号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字宮ノ後
三四二一番二の三九号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字和合
一七八番三号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字和合
一七八番三号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字小洞
三四五番七号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字青木
八八四番一十二号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字青木
八八四番一十二号
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字足見
九番一から九番一七まで
愛知県東加茂郡御津町大字金野
字足見
九番一から九番一七まで
愛知県東加茂郡御津町大字金野
字青木
四〇番七から四〇番三五まで
愛知県東加茂郡御津町大字金野
字青木
四〇番七から四〇番三五まで
愛知県東加茂郡御津町大字金野
字向立
六番一四号
愛知県東加茂郡御津町大字金野
字向立
六番一四号
愛知県新城市富岡字猫藪
猫藪川
一七番二一号
愛知県新城市富岡字猫藪
一七番二一号
愛知県新城市富岡字猫藪
二二番二二二番七まで
河川敷及び道路敷
愛知県東加茂郡足助町大字明川字曲りクゴ
二〇番
二二番二
二二番四から二二番七まで
二二番九
二二番
二二番一から二二番四まで
二二番九
二二番
二二番一から二二番四まで
二二番九
二二番
二二番一から二二番六まで
二二番及び二三三番
三三番一
三三番
愛知県西加茂郡藤岡町大字大岩字谷ヶ洞
愛知県西加茂郡藤岡町大字大岩字谷ヶ洞
二五一番
二五八番三
二五八番二〇から二五八番二三まで

三四番一から三四番三まで
二二までを順次結んだ線及び標柱一号と二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
二二号を昭和四十一年建設省告示第千七百九十九号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
二二六番一及び二六番一
四-) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
梶川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から左岸十七メートル右岸十五メートルまでの土地の区域(昭和三十七年建設省告示第二千六百四十九号で指定した土地の区域及び平成六年建設省告示第二千二百三十七号で指定した第二号に掲げる土地の区域を除く。)
愛知県東加茂郡下山村大字桿
字社口殿
一一番三
字社口殿
一一番三
字大畑
七三番五三号
字大畑
七三番五三号
字高立
四番七
字高立
四番七
足見川
九番一から九番一七まで
愛知県新城市富岡字猫藪
字足見
九番一から九番一七まで
愛知県新城市富岡字猫藪
字青木
四〇番七から四〇番三五まで
愛知県新城市富岡字猫藪
字青木
四〇番七から四〇番三五まで
愛知県新城市富岡字猫藪
字向立
六番一四号
愛知県新城市富岡字猫藪
字向立
六番一四号
愛知県新城市富岡字猫藪
愛知県新城市富岡字猫藪
一七番二一号
愛知県新城市富岡字猫藪
一七番二一号
愛知県新城市富岡字猫藪
二二番二二二番七まで
河川敷及び道路敷
愛知県東加茂郡足助町大字明川字曲りクゴ
二〇番
二二番二
二二番四から二二番七まで
二二番九
二二番
二二番一から二二番四まで
二二番九
二二番
二二番一から二二番六まで
二二番及び二三三番
三三番一
三三番
愛知県西加茂郡藤岡町大字大岩字谷ヶ洞
愛知県西加茂郡藤岡町大字大岩字谷ヶ洞
二五一番
二五八番三
二五八番二〇から二五八番二三まで